

海上自衛隊訴訟実施規則

平成15年3月26日
海上自衛隊第18号

改正 平成17年3月28日 海上自衛隊第11号[第1次改正]

平成18年3月27日 海上自衛隊第9号 [防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達条による改正]

平成18年7月28日 海上自衛隊第29号 [内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達22条による改正]

平成19年1月9日 海上自衛隊第1号 [防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達56条による改正]

平成19年8月30日 海上自衛隊第27号 [防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達17条による改正]

平成23年6月10日 海上自衛隊第21号[第2次改正]

平成27年4月10日 海上自衛隊第17号[第3次改正]

平成27年9月25日 海上自衛隊第20号[防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達30条による改正]

海上自衛隊訴訟実施規則を次のように定める。

海上自衛隊訴訟実施規則

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊が実施すべき訴訟に関する事務の処理に関し、当該処理を円滑かつ統一的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方総監等 地方総監、航空群司令及び教育航空群司令をいう。
- (2) 処理担任者 個々の訴訟（海上幕僚長が事務を処理する訴訟を除く。）の事務の処理を行う者をいう。
- (3) 部隊等 海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (4) 法務局長等 法務省訟務局長、法務局長又は地方法務局長をいう。
- (5) 海上自衛隊以外の機関等 内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局をいう。
- (6) 指定代理人 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項の規定により法務大臣から指定された者及び同法第5条の規定により行政庁から指定された者をいう。

(7) 歳入徴収官 海上自衛隊債権管理事務取扱規則（平成19年海上自衛隊達第12号）第3条に定める者をいう。

（訴訟提起の通知を受けた部隊等の長の報告）

第3条 関係法務局長等から、当該部隊等の事務に係る訴訟を提起された旨の通知を受けた部隊等の長は、訴訟の係属を別記様式第1により、速やかに海上幕僚長に報告しなければならない。

（応訴事件の処理）

第4条 海上幕僚長は、応訴事件（部隊等の長の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分等」という。）に係る応訴事件を除く。）における訴訟の事務を自ら処理するほか、地方総監等のうちから別記様式第2により、処理担当者を指定し、その処理をさせるものとする。

2 海上幕僚長は、部隊等の長の処分等に係る応訴事件については、当該部隊等の長を処理担任者に指定し、訴訟の事務を処理させるものとする。ただし、海上幕僚長が必要と認める場合は、自らその処理をし、又は、別記様式第2により、当該部隊等の長の上級の部隊等の長を処理担任者に指定し、その処理をさせることができる。

3 前2項に基づき、海上幕僚長から指定された処理担任者は、応訴方針に関し、あらかじめ海上幕僚長の同意を得た後、関係法務局長等と調整するものとする。

（提訴事件の処理）

第5条 部隊等の長は、訴訟を提起する必要があると認める場合には、別記様式第3に係る証拠資料の写を添えて海上幕僚長に上申しなければならない。

2 海上幕僚長は、前項の上申に基づき、訴訟を提起する必要があると認める場合には、自ら訴訟の事務を処理し、又は地方総監等のうちから別記様式第4により、処理担任者を指定し、その処理をさせるものとする。

3 前項において、処理担任者が法務局長等に訴訟提起を依頼し、当該法務局長等が訴訟を提起したときは、当該処理担任者は別記様式第1により、速やかに海上幕僚長に報告しなければならない。

第6条 歳入徴収官が国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に基づき、訴訟を提起する必要があると認める場合は、当該歳入徴収官は処理担任者として訴訟の事務を処理するものとする。ただし、歳入徴収官が必要と認める場合は、別記様式第5により、海上幕僚長又は地方総監にその処理を依頼することができる。

2 歳入徴収官から訴訟の事務の処理を依頼された地方総監は、処理担任者としてその処理をするものとする。

3 歳入徴収官又は地方総監が処理担任者として訴訟の処理を行う場合において、法務局長等に訴訟提起を依頼しようとするときは別記様式第6により、また、当該法務局長等が訴訟を提起したときは別記様式第1により、速やかに海上幕僚長に報告しなければならない。

（指定代理人）

第7条 応訴事件（部隊等の長の処分等に係る応訴事件を除く。）及び提訴事件における指定代理人は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者が、隊員のうちから適当と認める者を指名し、関係法務局長等を通じて法務大臣の指定を受けるものとする。

(1) 海上幕僚長が訴訟の事務を処理する場合 海上幕僚長

(2) 処理担任者が訴訟の事務を処理する場合 当該処理担任者

2 処理担任者が自己の部隊等に所属する隊員以外の海上自衛隊に所属する隊員を指名しようとする場合は、当該隊員の所属する部隊等の長の同意を得るものとする。

3 処理担任者が海上自衛隊以外の機関等に所属する隊員を指名しようとする場合は、当該機関等の長のほか、あらかじめ海上幕僚長の同意を得るものとする。

第8条 部隊等の長の処分等に係る応訴事件における指定代理人は、次の各号による。

(1) 海上幕僚長が訴訟の事務を処理する場合は、海上幕僚監部及び部隊等に所属する隊員のうちから適当と認める者を、海上幕僚長が指定する。

(2) 当該処分等を実施した部隊等の長が処理担任者として訴訟の事務を処理する場合は、自己の部隊等に所属する隊員及び海上幕僚監部又は当該処理担任者の上級の部隊等に所属する隊員のうちから適当と認める者を、当該処理担任者が指定する。ただし、処理担任者が海上幕僚監部又は上級の部隊等に所属する隊員を指定しようとする場合は、あらかじめ海上幕僚長又は当該部隊等の長の同意を得るものとする。

(3) 当該処分等を実施した部隊等の長の上級の部隊等の長が処理担任者として訴訟の事務の処理をする場合は、当該処分等を実施した部隊等の長を長とする部隊等又は自己の部隊等に所属する隊員及び海上幕僚監部又は当該処理担任者の上級の部隊等に所属する隊員のうちから、適当と認める者を当該処理担任者が指名し、その指名に基づき、当該処分を実施した部隊の長が指定する。ただし、処理担任者が海上幕僚監部又は上級の部隊等に所属する隊員を指名しようとする場合は、あらかじめ海上幕僚長又は当該部隊等の長の同意を得るものとする。

(裁判上の和解等の手続)

第9条 処理担任者は、裁判上の和解、訴えの取下げ、訴えの取下げに対する同意若しくは上訴をする場合、又は法務局長等からの求めに応じ、これらについての意見を述べる場合には、別記様式第7により、海上幕僚長の承認を得なければならない。

2 処理担任者は、前項に規定するもののほか、訴訟の事務の処理に係る重要な事項を処理する場合には、海上幕僚長の同意を得るものとする。

(証拠収集等の依頼)

第10条 処理担任者は、必要があると認める場合には、部隊等の長に書証となるべき関係資料、関係者の供述その他の証拠資料の収集・保全その他所要の処置を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた部隊等の長は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(経過報告)

第11条 処理担任者は、開廷期日ごとの経過を別記様式第8により、当該訴訟に係る書類を添えて、速やかに海上幕僚長に報告しなければならない。期日外において当該訴訟に係る手続が行われた場合にも同様とする。

(終了報告)

第12条 処理担任者は、訴訟が終了した場合には、別記様式第9により、速やかに海上幕僚長に報告しなければならない。

(特例)

第13条 処理担任者は、訴訟の事務の処理について、この達により難しい場合には、その都度、海上幕僚長の指示を受けるものとする。

(準用)

第14条 この達は、調停事件その他の非訟事件における手続について、その性質に反しない限り準用する。

附 則

- 1 この達は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に訴訟の事務の処理をしている地方総監又は歳入徴収官は、当該訴訟においては、この達による処理担任者に指定したものとみなす。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（この達の第30条による改正前の様式を除く。）の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

発簡番号
年 月 日

海上幕僚長 殿

処理担当者又は部隊等の長の職名

訴訟の係属について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 係属裁判所、事件番号、事件名
- 2 当事者（原告、被告）
- 3 訴えの概要
 - (1) 訴えの要旨
 - (2) 請求の原因等（提起年月日、請求の原因、請求内容、第1回期日等）
- 4 訴訟に至る経緯等
- 5 その他参考となる事項

添付書類：1 訴状（写）

- 2 口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状（写）（応訴事件の場合に限る。）

発簡番号
年 月 日

処理担任者の職名 殿

海上幕僚長

処理担任者の指定について（通達）

標記について、下記事件における処理担任者に指定する。

記

1 事件の表示

- (1) 係属裁判所
- (2) 事件番号
- (3) 事件名

2 当事者

- (1) 原告
- (2) 被告

3 担当法務局

添付書類：1 争訟事件の係属について（通知）（写）
2 訴状（写）
3 口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状（写）

発簡番号
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長の職名

訴訟の提起について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 当事者の住所、氏名、年齢及び職業
- 2 訴えの概要
 - (1) 請求の趣旨
 - (2) 請求の原因の要旨
- 3 交渉の経緯
- 4 関係隊員、関係資料に関する事項
- 5 その他参考となる事項

添付書類：関係証拠資料

発簡番号
年 月 日

処理担任者の職名 殿

海上幕僚長

処理担任者の指定について（通達）

標記について、下記事件における処理担任者に指定する。

記

- 1 事件名
- 2 当事者
 - (1) 申請元部隊
 - (2) 相手方
- 3 事件の概要
- 4 その他参考となる事項

添付書類：訴訟の提起について（上申）（写）

発簡番号
年 月 日

殿

歳入徴収官の職名

訴訟の提起について（依頼）

標記について、下記のとおり依頼する。

記

- 1 債務者
- 2 債権額
- 3 発生及び帰属年月日
- 4 履行期限
- 5 債権発生原因
- 6 利息、遅延損害金に関する事項
- 7 交渉経緯等
- 8 その他参考となる事項

添付書類：関係証拠資料

海上幕僚長 殿

処理担任者の職名

訴訟の提起について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 当事者（原告、被告）の住所、氏名、年齢及び職業
- 2 訴えの概要
 - (1) 請求の趣旨
 - (2) 請求の原因の要旨
- 3 事件の発生年月日、発生場所及び事実
- 4 交渉の経緯
- 5 関係隊員、関係資料に関する事項
- 6 その他参考となる事項

添付書類：1 訴訟の提起について（依頼）（写）
2 関係証拠資料

海上幕僚長 殿

処理担任者の職名

訴訟上の和解手続等について（申請）

標記について、下記のとおり申請する。

記

1 訴訟事件名等

- (1) 係属裁判所、事件番号、事件名
- (2) 訴訟提起年月日
- (3) 当事者（原告、被告）の住所、氏名、年齢及び職業並びに指定代理人の所属、官職、氏名等

(4) 裁判官氏名

2 事件の概要

- (1) 事件当事者双方の住所、氏名、年齢、職業
- (2) 事件の発生年月日、発生場所及び事実
- (3) 当該訴訟提起に至る経緯

3 訴訟の経緯等

- (1) 原告の請求の趣旨、請求の原因の要旨
- (2) 被告の主張
- (3) 訴訟の経緯
- (4) 判決の内容（既に前審において判決があったものに限る。）

4 手続の種類

5 申請の理由

- (1) 法務局の判断
- (2) 処理担任者の判断
- (3) 参考となる判例、学説
- (4) 損害賠償金比較対照表（損害賠償請求訴訟における和解に限る。）

6 手続が海上自衛隊に及ぼす影響

7 職員に対する求償権の有無、その程度及び求償額並びにその理由（損害賠償請求に係る訴訟に限る。）

8 その他参考となる事項

添付書類：損害賠償金比較対照表

損害賠償金比較対照表

		請 求 額	判決予想額	和解勧告額
損 害 額	逸失利益			
	慰 謝 料			
	葬 祭 料			
	小 計			
	過失割合			
損害額合計				
控 除 額				
弁護士費用				
遅延損害金				
賠償額合計				
和解勧告額				

発簡番号
年月日

海上幕僚長 殿

処理担任者の職名

訴訟経過報告書

事件の表示	裁判所				
	事件番号				
	事件名				
当事者	原告				
	被告				
	防衛省 指定代理人				
担当法務局名					
今回	期日		次回	期日	
	手続			手続	
経過の概要					

添付書類：準備書面、書証、判決書その他訴訟に係る書類の写し

発簡番号
年月日

海上幕僚長 殿

処理担任者の職名

訴訟終了報告書

事件の表示	裁判所	
	事件番号	
	事件名	
当事者	原告	
	被告	
	防衛省 指定代理人	
担当法務局名		
解決区分 (確定年月日)		
備考		

添付書類：関係法務局長等からの争訟終了通知、和解調書その他訴訟終了に係る書類の写し